

第 33 号議案

豊後大野市体育施設条例の一部改正について

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 11 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

市民の体育の向上及びスポーツの振興を図るため、豊後大野市多機能型武道場を設置したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市体育施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三重全天候型運動場の項の次に次のように加える。

豊後大野市多機能型武道場	豊後大野市三重町赤嶺 2691 番地 1
--------------	----------------------

別表第 2 三重全天候型運動場の項の次に次のように加える。

豊後大野市多機能型武道場	武道場
	アリーナ
	打合室

別表第 3(1)の表三重全天候型運動場の項の次に次のように加える。

豊後大野市多機能型武道場	武道場	1 時間	1 面	160 円 (冷暖房使用の場合は、1 時間当たり 500 円を加算する。)	480 円 (冷暖房使用の場合は、1 時間当たり 1,000 円を加算する。)
			2 面	320 円 (冷暖房使用の場合は、1 時間当たり 1,000 円を加算する。)	960 円 (冷暖房使用の場合は、1 時間当たり 2,000 円を加算する。)
	アリーナ	1 時間	半面	520 円 (冷暖房使用の場合は、1 時間当たり 840 円を加算する。)	1,560 円 (冷暖房使用の場合は、1 時間当たり 1,680 円を加算する。)
			全面	1,040 円 (冷暖房使用	3,120 円 (冷暖房使

			の場合は、1時間当たり1,680円を加算する。)	用の場合は、1時間当たり3,360円を加算する。)
打合室	1時間	1室	100円	300円

別表第3備考2中「照明施設」の次に「及び冷暖房設備」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 豊後大野市体育施設条例第5条に規定する利用の許可並びに同条例第15条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。